

# 広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（実地訓練）の 企画・運営支援等業務 基本仕様書

## 1 業務名

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（実地訓練）の企画・運営支援等業務

## 2 業務の背景

本市では、平成15年7月に広島駅周辺地区が、平成30年10月に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定されていたが、令和2年9月には両地区を「広島都心地域※1」に統合した上で、新たに、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、大規模な地震発生における多数の滞留者※2の安全確保の必要性が一層高まっている。

このため、広島都心地域での大規模な地震発生時の滞留者の混乱を抑制し、帰宅困難者を適切に保護・支援する必要があることから、行政機関や民間事業者等の連携・協力による都市の安全確保策を取りまとめた「広島都心地域都市再生安全確保計画」（以下、「安全確保計画」という。）を策定し、市域における大規模な地震や都市災害等に対処するための「広島市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）にも位置付けられている。

また、安全確保計画に基づき、「広島都心地域における帰宅困難者対応ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定するなど、官民連携による災害に強い、安全・安心な都市機能の充実を図ることとしており、令和6年度は、ガイドラインに定めた手順を確認するため、一時退避場所及び帰宅困難者一時滞在施設（以下、「一時滞在施設」という。）等の管理者である民間事業者等とともに、帰宅困難者対応訓練（図上訓練）を実施したところである。

※1 別紙参照

※2 広島都心地域内の居住者を除く滞在者・来訪者

## 3 業務の目的

本業務は、ガイドラインの実効性をより高めるため、一時退避場所及び一時滞在施設等の民間事業者（ホテル、商業施設等）との情報共有・連携強化等を図り、一時退避場所や一時滞在施設等における受入体制の確認、建物の被害状況の把握、情報伝達手段の検証、帰宅困難者の誘導などを含む、帰宅困難者対応訓練（実地訓練）を実施し、ガイドラインの実効性を高めるとともに検証等を行うことを目的とする。

なお、広島都心地域の交通結節点である広島駅周辺においては、令和7年3月に新駅ビルが開業し、同年8月には路面電車の駅前大橋ルートの開業が予定されており、今後さらなる滞留者の増加が見込まれている。

このような状況を踏まえ、当該地域における防災対策は喫緊の課題であることから、本業務においては、広島駅周辺にて帰宅困難者対応訓練（実地訓練）を実施するものである。

#### 4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 5 業務内容

本業務は、地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえた「帰宅困難者対応訓練（実地訓練）」の企画・運営支援等を実施するとともに、訓練により確認された課題等を整理のうえ、ガイドラインを検証し、より実効性を高める更新案の作成等を行うものである。

##### (1) 訓練の概要

- ア 時期等：令和7年11月頃（平日の日中、3時間程度、1回）を想定
- イ 参加者：一時退避場所及び一時滞在施設等の民間事業者を想定 ※「別紙」参照
- ウ 参加人数：約40名程度を想定 ※参加人数が変更となる場合があることに留意すること。
- エ 場 所：広島駅周辺の一時退避場所及び一時滞在施設等を想定  
※訓練会場等の確保は発注者が行うため、本業務には含めない。

##### (2) 訓練の企画及び準備等

- ア 訓練の内容（タイムスケジュール・体制等を含む）をまとめた「訓練計画書」の作成
- イ 訓練実施に係る準備及び片付け（訓練に必要な機器、物品等を含む）

##### (3) 訓練の運営支援等

- ア 「訓練当日資料」の作成及び必要部数の印刷
- イ 訓練の司会進行・運営支援
- ウ 訓練状況の記録（写真・動画等）
- エ その他、発注者との協議により必要となる事項等

##### (4) 訓練結果の取りまとめ等

- ア 訓練実施後、課題・改善点等を含めた「訓練結果」の作成  
（訓練実施後、1か月以内に提出）
- イ 訓練結果等を踏まえた「ガイドラインの更新案（素案）」の作成  
（令和8年1月30日までに提出）
- ウ 訓練計画書、訓練結果、ガイドラインの更新案等を取りまとめた「業務実施報告書（案）」の作成（令和8年3月13日までに提出）

##### (5) 打合せ協議等

- ア 受注者は、発注者と打合せ等を行った際、協議録を作成し、提出すること。
- イ 受注者は、本業務の主要な区切り（業務着手時、訓練実施前、訓練実施後、報告書提出時）において、発注者と打合せ等を行い、協議録を作成し、提出すること。
- ウ 受注者は、月1回程度、業務進捗状況等の報告を発注者に行うこと。

## 6 業務内容に関する注意点

### (1) 訓練における被害想定

安全確保計画及びガイドラインの内容を基本とし、詳細な被害想定については、発注者と受注者が協議のうえ決定すること。

### (2) 訓練の内容

ア 地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえ、明確かつ具体的で実効性のある内容とすること。

イ ガイドラインの対応フローに沿って、一時退避場所から一時滞在施設までの避難誘導及び一時滞在施設での受け入れまでの一連の流れを、より実際の発災状況に近い形での実地訓練を行うこと。また、一連の情報伝達の流れの確認、各主体（行政機関、一時滞在施設等、民間事業者）の動きを明確化するなど、実行性の向上を目的とした訓練内容とすること。

ウ さまざまな属性（外国人、要配慮者、観光客、家族連れ等）の帰宅困難者が来ることを想定した訓練内容とすること。また、その課題点についても確認できるようにすること。

## 7 業務の進め方

- (1) 受注者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 受注者は、業務実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるための方法や体制等を検討し、速やかに「委託業務実施計画書」及び「業務工程表」を作成し、提出すること。
- (3) 受注者は、業務遂行に当たり、実施体制を整備するとともに、その内容、スケジュール等を適宜、発注者に協議し調整すること。

## 8 成果品

本業務の実施に当たり作成した成果物（訓練計画書、訓練結果、ガイドライン更新案）を取りまとめた「業務実施報告書」を作成し、提出すること。

- (1) 電子データ※1により、以下の成果品※2を提出すること。

ア 業務実施報告書

イ その他、発注者が指示するもの

※1 デジタルデータの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムにおけるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

※2 成果品は、電子データ（A4版PDF形式及びMicrosoft Word形式）を電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。

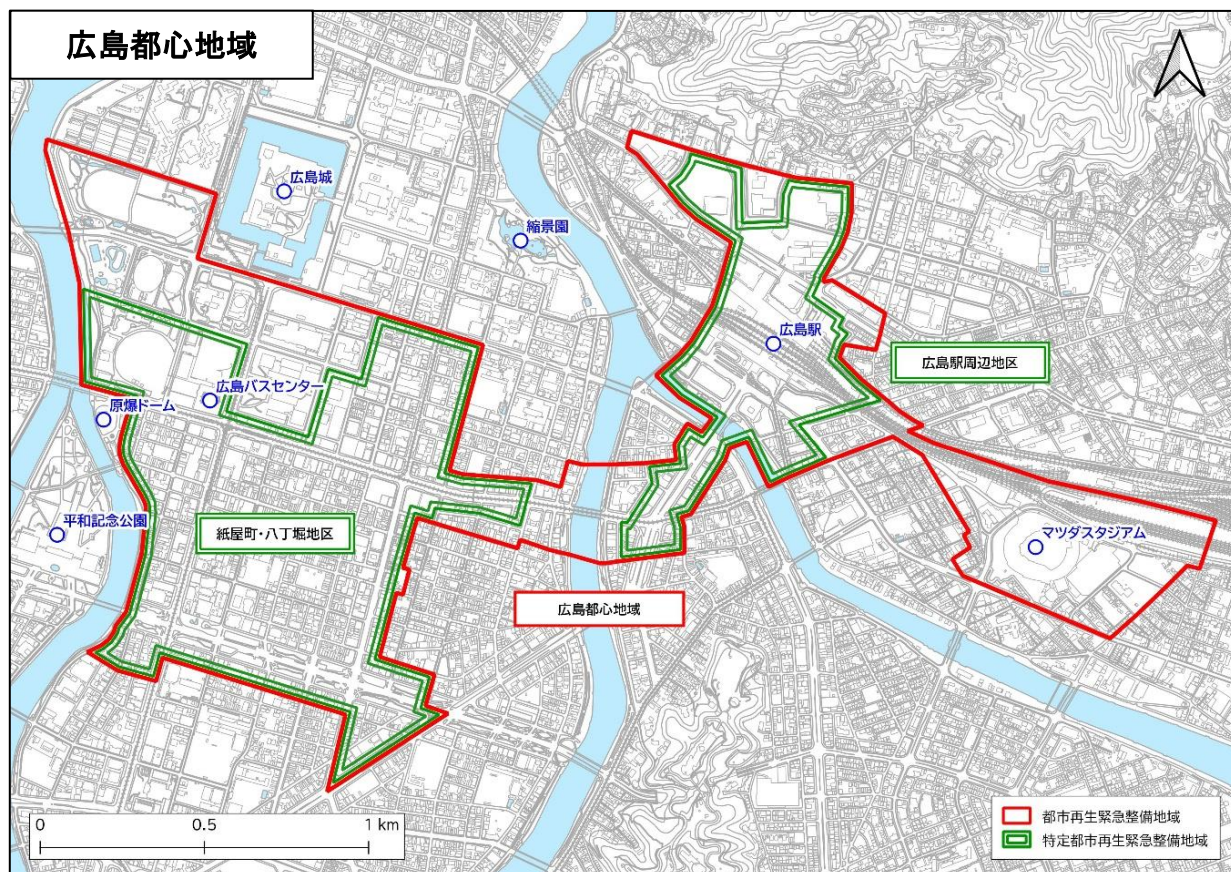
- (2) 納入場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 都市機能調整部 紙屋町・八丁堀地区活性化担当

## 9 特記事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、参加者や本業務に従事する者の安全に配慮すること。
- (4) 発注者は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (5) 受注者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うこと。
- (6) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容に関する情報全てについて、秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。  
なお、本契約終了後も同様とする。
- (7) 業務上受注者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、訓練当日における展示物・備品等の会場への搬送・設置、当日の運営及び撤去作業等、訓練実施に係る全てについて、危険防止の安全策を十分に講じる。
- (9) 受注者は、本業務実施中の諸事故に関して一切の責任を負い、発注者に発生原因・被害状況等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担しなければならない。
- (10) 本業務の実施に際し、受注者が提出した成果品に係る諸権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (11) 受注者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、発注者の指示により受注者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。
- (12) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議後は、受注者が協議録を作成し、提出すること。



※「広島都心地域都市再生安全確保計画【概要版】」より抜粋